

双葉町コミュニティーセンター改修設計等・管理運営事業

優先交渉権者及び指定管理予定者選定

公募型プロポーザル

募 集 要 項

令和 6 年 10 月 2 日

双 葉 町

— 目次 —

第 1	募集要項等の定義	1
1	募集要項等について	1
2	用語の定義	1
第 2	事業概要	3
1	事業名称	3
2	業務対象概要	3
3	事業の目的	3
4	事業方式	4
5	D0 事業者が行う業務	4
6	本事業の実施に関する契約等の形態及び事業形態	5
7	業務対価の考え方	7
8	法令等の遵守	8
第 3	D0 事業者の募集及び選定に関する事項	9
1	事業者選定に関する基本的事項	9
2	審査の体制	9
3	募集及び選定に係るスケジュール	9
4	応募者の備えるべき参加資格要件	10
5	募集及び選定手続き等	18
第 4	契約等に関する基本的な考え方	26
1	契約等の内容についての協議	26
2	契約保証金等	26
3	応募及び契約等締結に伴う費用負担	26
4	契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置	26
第 5	その他事業の実施に関し必要な事項	27
1	債務負担行為の設定	27
2	情報公開及び情報提供	27
3	町からの提示資料の取り扱い	27
4	審査会からの要請への対応	27
5	本事業に関する町の事務局	27

第 1 募集要項等の定義

1 募集要項等について

双葉町コミュニティーセンター改修設計等・管理運営事業（以下「本事業」という。）に関する優先交渉権者及び指定管理予定者選定公募型プロポーザル募集要項（以下、「本要項」という。）は、双葉町（以下、「町」という。）が、本事業を D0 方式（設計業務を担う事業者（Design）、運営業務を担う事業者（Operate）を一括選定し、ひとつのチームとして業務を進める方式）で実施するに当たり、令和 6 年 10 月 2 日に公告した本事業の公募型プロポーザル（以下、「本公募」という。）について、本事業を実施する事業者を選定するための条件及び手続き等を記載したものである。

また、本事業に関する次の資料についても、本要項と一体的なもの（以下、これらを総称して「募集要項等」という。）として扱う。

■ 募集要項等

	資料名	備考
01	募集要項	
02	仕様書	提案によって変更する 場合がある
03	審査基準書	
04	基本協定書（案）	必要に応じて変更する 場合がある
05	設計業務委託契約書（案）	
06	工事監理業務委託契約書（案）	
07	開業準備業務委託契約書（案）	
08	備品選定・調達業務委託契約書（案）	
別紙	様式集①(word) 様式集②(Excel)	
添付 1	基本計画（抜粋版）	
添付 2	【参考】D O 事業者構成図	

2 用語の定義

募集要項等に使用する用語の定義は、表 1 に定めるところによる。

表 1 用語の定義

用 語	定 義
募集要項等	本事業の公告において公表した「募集要項」「仕様書」「審査基準書」「様式集①及び様式集②」「基本協定書（案）」「設計業務委託契約書（案）」「工事監理業務委託契約書（案）」「開業準備業務委託契約書（案）」「備品選定・調達業務委託契約書（案）」その他添付資料及びこれらに関する質疑回答をいう。
審査会	本事業のプロポーザルにおける一次審査及び二次審査を行う目的で、学識経験者等の外部委員及び町職員で構成される「双葉町コミュニティセンター改修設計等・管理運営事業優先交渉権者及び指定管理予定者選定公募型プロポーザル審査会」をいう。
提出書類	応募グループが参加資格審査及び一次審査並びに二次審査において提出した資料をいう。
資格審査書類	応募グループが参加資格審査及び一次審査において提出した資料をいう。
提案書等	一次審査通過者が二次審査において提出する提案書その他提案に係る資料に関する資料をいう。
応募グループ	本事業の設計、工事監理、開業準備、備品選定・調達、管理運営能力を有し、本事業のプロポーザルに参加する者で、複数の企業で構成される共同企業体、又は単体企業をいう。
一次審査通過者	応募グループのうち参加資格審査及び一次審査を通過した者をいう。
優先交渉権者	審査会による審査結果を受けて、事業実施に向けた基本協定の締結に関し、優先的に交渉する相手方として町が選定した者をいう。
次点交渉権者	審査委員会による審査結果を受けて、優先交渉者との協議が調わない場合等において、基本協定等の締結に向けた協議を行う相手方として町が選定した者をいう。
D0 事業者	設計企業及び管理運営企業から構成される、本事業を担う者を総称していう。
構成員	D0 事業者並びに応募グループを構成する事業者をいう。
設計企業	本事業の設計業務、工事監理業務を行う者をいう。
管理運営企業	本事業の開業準備業務、備品選定・調達業務、管理運営業務を行う者をいう。
本施設	既存の双葉町コミュニティセンターをいう。
改修施設	改修後の双葉町コミュニティセンターをいう。
代表企業	応募グループを代表し、本事業全体の調整役を担う事業者をいう。またプロポーザル終了後、D0 事業者として選定された場合、応募グループの代表企業は D0 事業者の代表企業となる。
統括企業	複数の設計企業・管理運営企業で業務を担う場合に、各業務を統括管理する事業者をいう。
指定管理予定者	改修施設の供用開始までの間、指定管理者の準備行為として、開業準備業務及び備品調達・並びにその他必要な準備を行う管理運営企業をいう。

第2 事業概要

1 事業名称

双葉町コミュニティーセンター改修設計等・管理運営事業

2 業務対象概要

所在地：福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西 39-28、39-22、39-2 の一部

対象施設概要：双葉町コミュニティーセンター

その他詳細：双葉町コミュニティーセンター改修基本計画策定業務報告書（以下、「基本計画」という。）等を参照すること。交付方法は第3.5（1）のとおりとする。

3 事業の目的

町は、平成23年（2011）年3月の東日本大震災を発端とした東京電力福島第一原子力発電所の事故により、全町避難を余儀なくされていたが、令和2（2020）年3月に一部区域の避難指示解除を経て、令和4（2022）年8月にJR双葉駅を中心とする特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除が実施された。

町では、当区域の避難指示解除を見越し、令和4（2022）年6月に「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」を策定し、町の中心となる駅東エリアの賑わい再興プロジェクトを重点施策と位置付け、双葉駅前広場から双葉厚生病院（休止中）を結んだ東西軸の賑わいづくり、まちなみ形成に取り組むこととしている。

本事業の対象施設である双葉町コミュニティーセンター（以下、「本施設」という。）は、駅東エリアに位置し、震災前は駅舎、ハイビジョンシアターが設置されたホール棟、研修施設・商工会事務所が入居したセンター棟の3棟で構成され、これらの棟はアーチ状の回廊によって繋がれている特徴的な建物であった。避難指示解除を見越し、本施設の北側に隣接するJR双葉駅は、橋上駅として新築され移転した。同時にバスシェルターを含む駅前広場が整備され、この広場に隣接して新庁舎が立地し、今後は商業施設の建設も予定されている。このように本施設は、賑わいの復興軸の起点としての役割が特に期待される位置に立地している。一方で、震災前のまちなみが大きく変わろうとしており、本施設の特徴的な建物を利活用することで、旧来の町民には懐かしさや双葉町の面影を感じさせつつ、これからの町の賑わいや、駅東エリアの起点としての新たな役割の検討が必要となった。

町では、こうした課題を受け、令和6年6月に基本計画を策定し、象徴的な建物を利活用し、観光案内機能、待合・ライブラリ機能、宿泊機能等への機能転換を検討してきた。

本事業は、本施設の利活用をとおして、駅東エリアの賑わい・回遊性の向上に資する設計・管理運営等を実施するものである。

4 事業方式

本事業では、管理運営のノウハウを施設づくりに反映するため、D0方式（デザイン・オペレート方式）を採用する。

5 D0事業者が行う業務

本事業を実施する事業者は、総称して「D0事業者」とし、D（設計）分野を担う事業者を「設計企業」、O（運営）分野を担う事業者を「管理運営企業」とする。

D0事業者が行う業務及び業務期間は表2のとおりとし、D0事業者は、募集要項等及びD0事業者が町に提出した提案書等に基づき、各業務を行うこと。管理運営段階において効率的、効果的な成果を出せるよう設計企業と管理運営企業は互いに協力しあい、各業務を行うこと。

なお、業務期間については、表2、各業務の内容については、仕様書を参照すること。

また、業務の実施にあたっては、募集要項等、提案書等に基づき、業務着手前に、町とD0事業者が協議を行い、具体的な業務仕様を定めるものとするが、仕様書は最低限町が期待する事項を示したものであり、これを下回ると判断した提案については採用しない事がある。

表 2 D0 事業者が行う業務（予定）

分野	業務名	業務期間	契約等の形態
D（設計）	設計業務	令和 7 年 2 月～令和 9 年 9 月	設計企業への業務委託
	工事監理業務	令和 8 年 7 月～令和 9 年 9 月	
O（運営）	開業準備業務	令和 7 年 2 月～令和 9 年 10 月	管理運営企業（指定管理予定者）への業務委託
	備品選定・調達業務	令和 8 年 7 月～令和 9 年 10 月	
	管理運営業務	指定管理協定締結後、4 カ年を超えた最初の 3 月末までを想定	管理運営企業への指定管理協定※

※本事業の公募では、「双葉町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 18 年双葉町条例第 1 号。以下「指定手続条例」という。）に基づき指定管理者指定のための準備行為として行うものであり、改修施設（改修後の本施設をいう。以下同じ。）の管理運営業務の開始まで、管理運営企業は「指定管理予定者」並びに開業準備業務及び備品選定・調達業務の「受注者」の立場となる。

※町は、改修施設の管理運営の開始の前に、管理運営企業を「指定管理者」として指定することを予定している。なお、町においては改修施設の設置管理条例を供用開始までに制定することとし、設置管理条例の制定に D0 事業者は協力すること。

6 本事業の実施に関する契約等の形態及び事業形態

（1）基本協定の締結

町は、D0 事業者との間で、本事業を適正かつ確実に実施するために必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

D0 事業者は、基本協定の締結にあたって、D0 事業者を構成する各企業（以下、「構成員」という。）の中から、改修施設の供用開始までの期間、D0 事業者を代表し、本事業全体の調整役を担う事業者（以下、「代表企業」という。）を選定し、基本協定において定めるものとする。なお、代表企業は第 3. 4（1）イにおいて定めた応募グループの代表企業とすること。

また、基本協定の締結に当たり、複数の設計企業・管理運営企業で業務を担う場合に、各業務を統括管理する事業者（以下、「統括企業」という。）を選定し、基本協定において定めるものとする。

また、基本協定の詳細については、基本協定書（案）を参照すること。

基本協定は、優先交渉権者の公表後、速やかに締結することを基本とする。

基本協定の有効期間は、基本協定の締結日から本指定まで（それ以前に本基本協定が解除された場合は当該解除の日までとする。）を標準的な期間と定め、優先交渉権者と協議の上確定する。

（２）各業務に関する契約等締結

町は、基本協定の定めるところにより設計企業とは設計業務委託契約、工事監理業務委託契約を締結する。管理運営企業とは開業準備業務委託契約及び備品選定・調達業務委託契約、指定管理協定及び年度指定管理協定を締結する。

基本協定の締結後、D0事業者と協議の上確定するが、以下の期間を標準的な期間と想定している。

ア 設計業務：令和７年２月～令和９年９月まで

一次指定工期末：令和８年５月まで※

※仕様書「第２設業業務」のうち「３（７）意図伝達業務」を除く全ての業務を指定工期内に完了すること。

イ 工事監理業務：令和８年７月～令和９年９月まで

ウ 開業準備業務：令和７年２月～令和９年１０月まで

エ 備品調達・選定業務：令和８年７月～令和９年１０月まで

オ 指定管理者に係る指定期間：指定後５年程度（４カ年を経過した後最初に迎える３月末まで）を想定

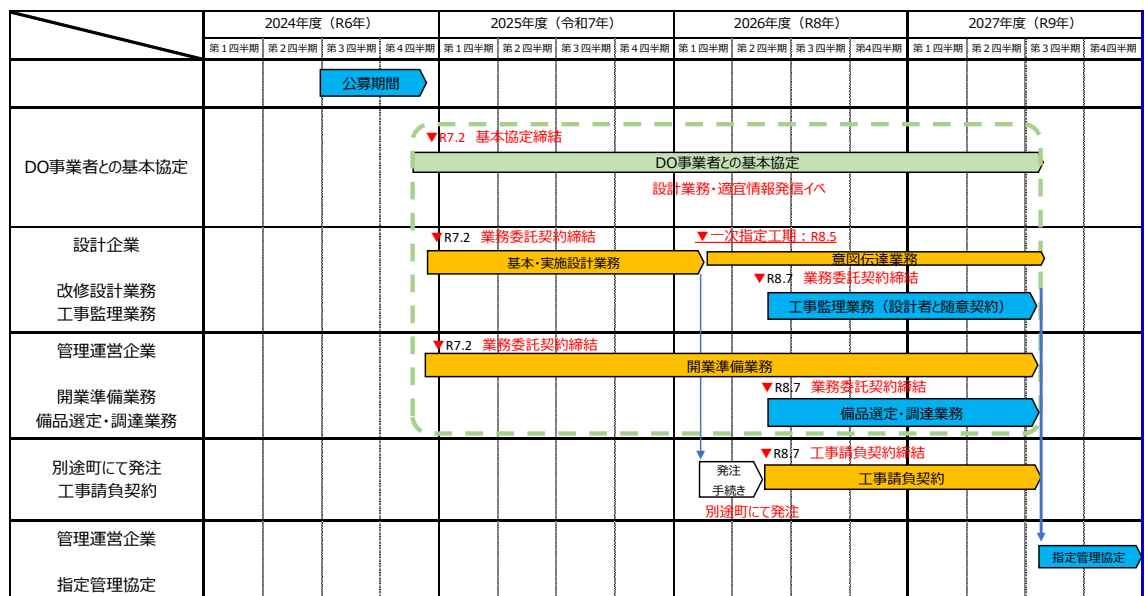


図１ 業務形態のイメージ

（３）契約等締結に係るその他の事項

それぞれの業務における委託契約、協定等の詳細については、町とD0事業者が協議し決定するものとする。

なお、D0 事業者の債務不履行等があった場合は、当該契約等を含めて締結済みの他の業務に係る契約等を解除するとともに、未締結の契約等については、契約を締結しない場合がある。

7 業務対価の考え方

町は、本事業の実施について、設計企業及び管理運営企業に対し、各業務に関する契約にしたがって、業務対価を支払う。

(1) 設計業務に対する対価

ア 提案上限額

設計業務の提案上限額は、以下とおりとし、見積書の金額が提案上限額を超える場合は失格とするため留意すること。

提案上限額 80,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

イ 支払条件

設計業務委託契約書（案）及び双葉町工事請負契約約款、双葉町財務規則に準じて支払う。

(2) 工事監理業務に対する対価

ア 提案上限額

工事監理業務の提案上限額は、以下とおりとし、見積書の金額が提案上限額を超える場合は失格とするため留意すること。

提案上限額 30,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

イ 支払条件

工事監理業務委託契約書（案）及び双葉町工事請負契約約款、双葉町財務規則に準じて支払う。

(3) 開業準備業務に対する対価

ア 提案上限額

開業準備業務の提案上限額は、以下とおりとし、見積書の金額が提案上限額を超える場合は失格とするため留意すること。

提案上限額 15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

イ 支払条件

開業準備業務委託契約書（案）及び双葉町財務規則に準じて支払う。

(4) 備品選定・調達業務に対する対価

ア 提案上限額

備品選定・調達業務の提案上限額は、以下とおりとし、見積書の金額が提案上限額を超える場合は失格とするため留意すること。

提案上限額 20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

イ 支払条件

備品選定・調達業務委託契約書（案）及び双葉町財務規則に準じて支払う。

（５）管理運営業務に対する指定管理料

指定管理料については、提案に基づき町と管理運営企業が協議の上、町において、適切な時期に必要なとなる予算計上を行うものとする。

８ 法令等の遵守

本事業を実施するに当たり、法令及び条例等を遵守すること。なお、これらに基づく許認可等が必要な場合は、DO 事業者がその許認可等を取得する。

第3 D0事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

本事業は、施設の設計段階から維持管理・運営段階までの業務を見据えて、D0 事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものであり、D0 事業者の幅広い能力及びノウハウを総合的に評価して選定する。

2 審査の体制

町は、本事業を公募型プロポーザル方式により実施するに際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われるよう審議を行うことを目的として、学識経験者等の外部委員及び町職員で構成される審査会を設置する。

参加資格の確認及び一次審査については事務局にて取りまとめ、審査会に諮り審査結果を確定する。

一次審査通過者に対し、町は、二次審査として提案書等の提出、審査会でのプレゼンを求める。

審査会にて優先交渉権者、次点交渉権者を選定する。

優先交渉者との協議が調わない場合等においては、次点交渉者権者と基本協定等の締結に向けた協議を行う。

D0 事業者の募集、審査及び優先交渉権者の決定の過程において、応募がない等の理由により、本事業の公募が適当でないと町が判断した場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

3 募集及び選定に係るスケジュール

D0 事業者の募集及び選定は、表3のスケジュールにより行う。

表 3 募集及び選定に係るスケジュール

日程		内容
令和 6年	10月2日（水）	募集の公告
	10月22日（火）・10月23日（水）	現地見学会の開催
	10月2日（水）～11月1日（金）	参加資格及び一次審査等に関する質問受付期間
	11月11日（月）	参加資格及び一次審査書類等に関する質問に対する回答及び公表
	10月2日（水）～11月19日（火）	資格審査書類及び一次審査書類の提出
	12月2日（月）	審査会の開催
	12月5日（木）	参加資格審査及び一次審査の審査結果通知（一次審査通過者の通知）
	12月5日（木）～12月18日（水）	二次審査等に関する質問受付期間 ※一次審査通過者からのみ質問を受け付ける
	12月26日（木）	二次審査等に関する質問に対する回答及び公表
令和 7年	1月30日（木）	提案書等の提出期限
	2月14日（金）	プレゼンテーション及び質疑応答の審査会の開催
	2月21日（金）	優先交渉権者及び次点交渉権者の公表
	3月上旬～	基本協定の締結
	3月中旬	設計業務委託契約、開業準備委託契約に係る契約の締結

4 応募者の備えるべき参加資格要件

（1）応募者の構成等

ア 応募者の構成

応募者は、次に掲げる事業者で構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。本プロポーザルの結果、基本協定締結後は第2.6（2）に記載のとおりそれぞれの契約等を締結する。

- ・ 設計企業（設計業務、工事監理業務を担当）
- ・ 管理運営企業（開業準備業務、備品選定・調達業務、管理運営業務を担当）

なお、設計企業及び管理運営企業のそれぞれの業務において共同企業体としての申込ができるものとする。設計企業として共同企業体を結成する場合は第3.4（3）イの条件を、管理運営企業として共同企業体を結成する場合は第3.4（3）エの条件を満たすこと。応募グループ及び共同企業体の構成は、募集要項に添付する「DO事業者構成図」を参照されたい。

イ 代表企業の選出

応募グループは、応募手続きを代表して行う代表企業を定めるものとする。本公募における町からの通知は、代表企業への到達をもって、応募グループを構成する事業者（以下、「構成員」という。）全員への到達があったものとみなす。

なお、代表企業は、本公募型プロポーザルの過程を経て、第2.6（1）に記載の基本協定を締結することになった場合に、基本協定の代表企業となること。

ウ 設計企業及び管理運営企業としての同時応募について

単一の応募者が、第3.4（3）における設計企業及び管理運営企業の各々の要件を満たす場合、設計企業及び管理運営企業として、同時に応募することができるものとする。

エ 複数応募の禁止

応募グループの構成員或いは構成員と資本面若しくは人事面において関係のある者は、他の応募グループの構成員になることができない。

※「資本面において関係のある者」とは、当該構成員の発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、代表者又は役員が、当該構成員の代表者又は役員を兼ねていることをいう（以下同じ。）。

オ 応募グループの構成員の変更

応募の意思を表明した応募グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事象が生じた場合は町と協議を行うものとする。

（2）応募グループの構成員の参加資格要件（共通）

応募グループの構成員は、それぞれ次に掲げるア～サの資格要件を満たすこと。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続き開始の申立をした者においては、同法に基づく裁判所の更生計画認可が参加資格確認に必要な書類の提出期限までになされた者であること。

エ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申し立てがなされていないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申し立てがなされていないこと。

- カ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- キ 過去2年間、法人税、消費税、事業税、法人住民税、固定資産税等の公租公課を滞納していないこと。
- ク 双葉町暴力団排除条例（平成26年条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- ケ 双葉町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和62年1月20日訓令第2号）により指名停止を受けている者でないこと。
- コ 法人として登録されている者であること。
- サ 法人又はその代表者等が、町が本公募に対する支援業務を委託している
 - a 及びその協力会社である b 並びに c に示す者と資本面及び人事面で関連していない者であること。ただし、審査期間中は下記 c の委員名は非公開とすることから、委員との関連の有無を確認したい者は、第3.5（4）に示す方法で、該当の有無の確認申請をすること。この結果は申請者に対して個別に書面にて回答する。
 - a 独立行政法人都市再生機構
 - b ランドブレイン株式会社
 - c 審査会の審査委員

（3）業務別の参加資格要件

ア 設計企業

設計企業は、次の要件を全て満たすこと。

- （ア）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- （イ）審査資料の提出期限日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。
- （ウ）平成26年度以降に、次の a、b、c いずれかの要件を満たす工事に係る設計業務※を元請として完了した実績を有すること。
 - a 主用途がホテル又は旅館である建築物の新築または改修工事に係る設計業務の実績。
 - b ホテル又は旅館の用途を含む延床面積 2000 m²以上の複合施設の新築又は改修工事に係る設計業務の実績。
 - c 延床面積 1,000 m²以上の公共建築物の新築又は改修工事に係る設計業務の実績。

※設計業務とは、基本設計から実施設計に至る一連の設計業務を指す。

(エ) 平成 26 年度以降に、次の a、b、c いずれかの要件を満たす工事に係る工事監理業務を元請として完了した実績を有すること。

a 主用途がホテルまたは旅館である建築物の新築または改修工事に係る工事監理業務の実績。

b ホテル又は旅館の用途を含む延床面積 2000 m²以上の複合施設の新築または改修工事に係る工事監理業務の実績。

c 延床面積 1,000 m²以上の公共建築物の新築または改修工事に係る工事監理業務の実績。

(オ) 表 4 及び表 5 に示す資格要件を有する管理技術者及び管理技術者のもとで各業務分野における担当技術者を総括する役割を担う主任技術者をそれぞれ 1 名配置できること。管理技術者は主任技術者（意匠）及び（建築積算）との兼任は認めるがその他の主任技術者との兼任は認めない。また主任技術者（意匠）及び（建築積算）の兼任並びに主任技術者（電気設備設計・積算）と（機械設備設計・積算）の兼任はできるものとするが、その他の主任技術者との兼任は認めない。

また、設計段階と工事監理段階で管理技術者及び主任技術者をそれぞれ別の者を配置することを認めるが、設計段階において配置した各技術者は工事監理段階で意図伝達等必要に応じ対応すること。

(カ) 再委託について

再委託が出来る範囲は仕様書のとおりとする。主任技術者（意匠）以外の主任技術者は、表 4 及び表 5 のとおり再委託先からの選定を可とする。

表 4 設計段階の配置予定技術者に係る一覧表

業務分野		資格要件	兼任の可否	再委託 先から の選定
管理技術者		・一級建築士資格を有すること。 ・（ウ）に係る業務実績のいずれかを有すること。業務の実績については、管理技術者としてのものでなくてもよいが、業務期間の過半に携わっていること。 ・参加表明書提出期限日時点において設計企業と3か月以上の直接的な雇用関係がある者であること。なお、前述の雇用関係が無いことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。また、「雇用関係」が確認できる資料を添付すること。	共同企業体の場合、統括企業から選定すること。	不可
主任 技術者	意匠	・一級建築士資格を有すること。 ※管理技術者との兼任を認める。	管理技術者と兼任可。	不可
	構造	・構造設計一級建築士又は一級建築士資格を有すること。		可
	電気設備 設計・積算	・設備設計一級建築士又は建築設備士資格を有すること。	機械設計・積算と兼任可。	可
	機械設備 設計・積算	・設備設計一級建築士又は建築設備士を有すること。	電気設計・積算と兼任可。	可
	建築積算	・一級建築士又は建築積算士又は建築コスト管理士を有すること。	管理技術者・主任技術者（意匠）と兼任可。	可

表 5 工事監理段階の配置予定技術者に係る一覧表

業務分野		資格要件	兼任の可否	再委託 先からの 選定
管理技術者		・一級建築士資格を有すること。 ・（エ）に係る業務実績のいずれかを有すること。業務の実績については、管理技術者としてのものでなくてもよいが、業務期間の過半に携わっていること。 ・参加表明書提出期限日時点において設計企業と3か月以上の直接的な雇用関係がある者であること。なお、前述の雇用関係が無いことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。また、「雇用関係」が確認できる資料を添付すること。	共同企業体の場合、統括企業以外からの選定を可とする。	不可
主任技術者	意匠	・一級建築士資格又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。 ※管理技術者との兼任を認める。	・管理技術者との兼任可。 ・設計段階の主任技術者（意匠）と兼任可。	不可
	構造	・構造設計一級建築士又は一級建築士資格を有すること。	設計段階の主任技術者（構造）と兼任可。	可
	電気設備	・設備設計一級建築士、建築設備士資格又は1級電気工事施工管理技士を有すること。	・設計段階の主任技術者（電気設備設計・積算）と兼任可。 ・工事監理段階の主任技術者（機械設備）と兼任可。	可
	機械設備	・設備設計一級建築士、建築設備士資格又は、1級管工事施工管理技士を有すること。	・設計段階の主任技術者（機械設備設計・積算）と兼任可。 ・工事監理段階の主任技術者（電気設備）と兼任可。	可

イ 共同企業体として設計企業となる場合

- a 自主結成であり、構成員間で「様式 2-6 設計共同企業体協定書(案)」に準じた協定を締結していること。
- b 設計企業としての統括企業を定めること。
- c 設計共同企業体の構成員のうち統括企業は、ア（ア）～（ウ）に示す全ての参加資格要件を満たし、その他の構成員はア（ア）及び（イ）の参加資格要件を満たすこと。ただし、設計共同企業体としてア（エ）を満たす構成員が 1 社以上いること。
- d 設計段階における管理技術者は、表 4 の要件を満たすものとし、設計共同企業体の統括企業から選定すること。工事監理段階における管理技術者は表 5 の要件を満たすものとし、統括企業以外の構成員からの選定を認める。なお、配置予定管理技術者は参加表明書提出期限日時点において所属する企業と 3 か月以上の直接的な雇用関係がある者であること。
- e 設計共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。そのため構成員数は統括企業含め 3 者までとする。
- f 一の設計共同企業体の構成員が、他の応募グループの共同企業体の構成員として同時に本プロポーザルに参加することはできない。
- g 一の設計共同企業体の構成員のいずれかと資本面において関係のある者、若しくは人事面で関係のある者が、他の応募グループの共同企業体の構成員となることはできない。

ウ 管理運営企業

管理運営企業は、次の要件の全てを満たすこと。

（ア）以下に示す全ての実績を有すること

- ・ 宿泊用途を有する施設の運営業務若しくは類似する業務の履行実績を有すること。
- ・ 公の施設で 500 m²を超える施設の指定管理の実績

（イ）業務を統括的に管理する者として企画力、調整力を備えた配置予定管理責任者を 1 名配置できること。なお配置予定管理責任者は参加表明書提出期限日時点において管理運営企業と 3 カ月以上の雇用関係があるものであること。なお、本配置予定管理責任者は開業準備段階までの期間配置するものとし、管理運営段階では別の管理責任者を配置することを可とする。

（ウ）業務を円滑に遂行するための配置予定担当者 1 名以上配置できること。なお配置予定担当者は配置予定管理責任者と兼ねることが出来る。また、配置予定担当者は再委託先からの選定は不可とする。

(エ) 以下に示す要件に該当しないもの

- ・ 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

エ 共同企業体として管理運営企業となる場合

- a 自主結成であり、構成員間で「様式 2-8 管理運営共同企業体協定書（案）」に準じた協定を締結していること。
- b 管理運営企業としての統括企業を定めること。
- c 管理運営共同企業体の構成員のうち統括企業はウ（イ）及び（エ）に示す参加資格要件を満たすこと。その他の構成員はウ（エ）の参加資格要件を満たすこと。ただし、管理運営共同企業体としてウ（ウ）を満たす構成員が1社以上いること。
- d 管理運営共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。そのため構成員数は統括企業含め3者までとする。
- e 一の管理運営共同企業体の構成員が、他の応募グループの共同企業体の構成員として同時に本プロポーザルに参加することはできない。
- f 一の管理運営共同企業体の構成員のいずれかと資本面において関係のある者、若しくは人事面で関係のある者が、他の応募グループの共同企業体の構成員となることはできない。

(4) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、資格審査書類の受付締切日とする。

(5) 資格審査書類の受付日以降の取り扱い

参加資格要件を有すると認められた応募グループの構成員が、資格審査書類の受付日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

ア 参加資格確認基準日の翌日から提案書等の提出までの間、応募グループの構成員が参加資格要件を欠くに至った場合、当該応募グループは、本プロポーザルに参加できない。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格要件を欠くに至った場合は、当該応募グループは、参加資格要件を欠いた構成員に代わって、参加資格要件を有する構成員を補充し、参加資

格等を確認の上、町が認めた場合は、本プロポーザルに参加できるものとする。

- イ 提案書等の提出の翌日から優先交渉権者決定日までの間、応募グループの構成員が参加資格要件を欠くに至った場合、町は、当該応募グループを優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格要件を欠くに至った場合で、当該応募グループが、参加資格要件を欠いた構成員に代わって、参加資格要件を有する構成員を補充し、町が参加資格要件の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募グループの参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格要件を欠いた日とする。
- ウ 優先交渉権者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、応募グループの構成員が参加資格要件を欠くに至った場合、町は、優先交渉権者と基本協定等を締結しない場合がある。この場合において、町は、優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格要件を欠くに至った場合で、当該優先交渉権者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格要件を有する構成員を補充し、町が参加資格要件の確認及び事業能力を勘案し、協定締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と基本協定等を締結する。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格要件を欠いた日とする。
- エ 本協定締結日の翌日から各業務の契約までの間、D0 事業者の構成員が参加資格要件を欠くに至った場合、町は、委託契約等を締結しない場合がある。この場合において、町は、D0 事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格要件を欠くに至った場合で、D0 事業者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格要件を有する構成員を補充し、町が参加資格要件の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、D0 事業者と委託契約等を締結する。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格要件を欠いた日とする。

5 募集及び選定手続き等

(1) 参考資料の交付

ア 交付する参考資料

町は募集要項等の他、希望者に対して参考資料とし、基本計画等以下の資料を交付する。

- ・ 参考 1_過去図面・申請資料保存状況
- ・ 参考 2_既存図面（抜粋版）
- ・ 参考 3_基本計画（非公表部分）
- ・ 参考 4_エンジニアリングレポート（抜粋版）

イ 受取方法

受け取りを希望する者は、「様式 1-1 秘密保持に関する確認書」及び印鑑証明書と引き換えに第 5.5 の事務局にて直接交付する。電送や郵送での交付は行わない。受取希望日を前日（休日を除く）までに第 5.5 の事務局に連絡し、受取日時の時間を調整すること。

ウ 交付期間

令和 6 年 10 月 2 日（水）から令和 6 年 11 月 19 日（火）まで

※ただし、上記期間のうち休日（双葉町の休日を定める条例（平成元年条例第 21 号）第 1 条に規定する休日。以下同じ。）を除く

エ 交付時間

午前 10 時から午後 5 時まで

ただし、正午から午後 1 時の間は除く

オ その他

参考資料は受け取り時点では単独法人での受け取りを可とする（応募グループ組成前の受け取りも可）。

（2）現地見学会の開催

町は、参加を希望する者に対して現地見学会を開催する。なお本見学会の参加は任意とし、参加の有無は審査に影響を与えない（事務局対応とし、審査会へ参加者名の報告は行わない）。

ア 開催日時

令和 6 年 10 月 22 日（火）午後 2 時から 3 時まで

令和 6 年 10 月 23 日（水）午前 11 時から正午まで

イ 見学方法

見学会の当日は、（双葉町役場 1 階中会議室 1）に集合し、町職員の案内により見学を開始する。開始時間の 30 分前から解放する。見学時間は、1 時間程度を想定しているが、参加希望者数により変更する。

ウ 参加者

本事業への参加を希望する応募予定者とする。なお、見学会への参加申込時点では単独法人での参加を可とする。（応募グループ組成前でも可。）

エ 申込方法

「様式 1-2 現地見学会参加申込書」を E-mail（文書形式は Microsoft-Excel とし、件名に「見学会申込書」と表記すること。）で申し込むこと。
なお、送信後、速やかに電話等で当該 E-mail の到達確認を行うこと。

オ 申込先

第 5.5 に記載の事務局あて

カ 申込期限

令和 6 年 10 月 21 日（月）午後 5 時まで

キ 留意事項

- （ア）現地見学会当日は、募集要項等の資料は配付しないため、町ホームページからダウンロードして持参すること。
- （イ）人数は、申込者ごとに 3 名までとする。
- （ウ）見学中は町職員の指示に従うこと。
- （エ）対象施設の撮影は可とするが、個人が特定されるような撮影及び町職員が指示する場所の撮影は不可とする。また、撮影写真は、本プロポーザル以外に使用しないこと。
- （オ）現地見学会における町職員の説明は、施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該町職員の発言は、本プロポーザルにおける個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。

（3）募集要項等に関する質問の受付、回答の公表

ア 受付期間

公募期間中の質疑回答は下記のとおり、2 回に分けて実施する。

（ア）参加資格審査及び一次審査に関する質問

令和 6 年 10 月 2 日（水）から令和 6 年 11 月 1 日（金）午後 5 時まで

（イ）提案書等の提出に関する質問

令和 6 年 12 月 5 日（木）から令和 6 年 12 月 18 日（水）午後 5 時まで

※一次審査通過者からのみ質疑を受け付ける

イ 提出方法

質問及び意見の内容を簡潔にまとめ、「様式 1-3 募集要項等に関する質問書」に必要事項を記入の上、E-mail で提出すること（文書形式は Microsoft-Excel とし、件名に「コミセン募集要項等質問」と表記すること）。

なお、E-mail を送信後、速やかに電話等で当該 E-mail の到達確認を行うこと。

ウ 提出先

第 5.5 に記載の事務局あて

エ 回答の公表方法

ア（ア）に対する回答は、令和 6 年 11 月 11 日（月）に、ア（イ）に対する回答は令和 6 年 12 月 26 日（木）に町ホームページで一括して公表する。ただし、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権

利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは、公表しない場合がある。

なお、質問者等から提出のあった質問のうち、町が必要であると判断した場合には、直接ヒアリングを行うことがある。

カ 募集要項等の変更

町は、質問の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。変更を行った場合は、町ホームページ等で公表する。

(4) 審査委員会との関連の確認

ア 申請期間

令和6年10月2日（水）から令和6年11月1日（金）午後5時までとする。

イ 申請方法

審査会の委員との関連の有無の確認を受けようとする者は、「様式 1-4 審査委員会との関連確認申請書」及び「様式 1-5 申請者一覧表」に必要事項を記入の上、E-mail で提出すること（文書形式は PDF とし、件名に「コミセン審査会関連確認申請」と表記すること）。

なお、E-mail を送信後、速やかに電話等で当該 E-mail の到達確認を行うこと。

ウ 提出場所

第5.5に記載の事務局あて

エ 確認結果の通知

申請に基づく確認結果は、申請後1週間を目途に申請者に E-mail で通知する。

オ その他

当確認は単独法人での申請を可とする（応募グループ組成前の申請も可）。

申請者は町による確認、申請者によるのちの資格審査書類の作成等のスケジュールを考慮し、余裕を持った申請を行うこと。

(5) 資格審査書類の受付及び一次審査通過者の選定について

ア 提出書類

応募グループは、様式集に定める資格審査書類及び一次審査書類（様式2関連）を提出すること。

また、資格審査書類等は、A4サイズ二穴の紙ファイルに綴じた状態で、正1部、副2部を郵送（書留郵便に限る）又は持参にて提出すること。

イ 受付期間

令和 6 年 10 月 2 日（水）から令和 6 年 11 月 19 日（火）午後 5 時までとする。資格審査書類等を持参する場合は、提出する前日の正午までに、電話にて来庁希望時間を連絡し調整すること。郵送の場合は受付期間内に必着とすること。

ウ 提出場所

第 5. 5 に記載の事務局あて

エ 一次審査通過者の選定

応募グループの中から提案書等を提出する一次審査通過者を選定するための評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは審査基準のとおりとし、評価点の合計が高い応募グループから 3 グループ程度を一次審査通過者に選定する。

一次審査通過者としての選定通知は、令和 6 年 12 月 5 日（木）以降、代表企業に対し、書面により郵送通知する。

また、応募グループが 3 者に満たない場合は、一次審査通過者を応募グループ数とする。なお、応募グループが 3 者に満たない場合でも、評価基準において非選定とする場合に該当した応募グループは選定しない。

選定においては、審査会に諮って決定するものとする。

（6）一次審査通過者の非選定の通知

応募グループのうち、一次審査通過者として選定しなかった者に対して、令和 6 年 12 月 5 日（木）以降、選定しなかった旨を書面により、代表企業に通知（郵送）する。

選定しなかった旨の通知を受けた者は、町に対して非選定理由について、次に従い書面（任意様式）により説明を求めることができる。

ア 提出期限

選定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して 7 日間（休日を含まない）。

イ 提出場所

第 5. 5 に記載の事務局あて

ウ 提出方法等

書面は 1 部を持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。受付は、午前 10 時から午後 5 時（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）とする。

町は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（7）提案書等の提出

一次審査通過者として選定を受けた応募グループは、様式集に定める本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書等（様式 4 関連）を提出すること。

ア 受付期間

令和 6 年 12 月 5 日（木）から令和 7 年 1 月 30 日（木）の午後 5 時まで

※休日は除く

※受付時間は午前 9 時から午後 5 時（ただし、正午から午後 1 時までの間は除く）

※提案書等を持参する場合は、提出する前日の正午までに、電話にて来庁希望時間を連絡し調整すること。

イ 提出場所

第 5. 5 に記載の事務局あて

ウ 提出部数及び提出方法

提案書等は、正 2 部、副 12 部とする（【見積に関する提出書類】は正 1 部のみ）。また、提案書一式の電子データは CD-R 又は DVD-R を 2 部とし、郵送（必着かつ書留郵便に限る）又は持参にて提出すること。

エ 本事業に関する提案内容を記載した提案書の取扱い

（ア）著作権

本事業に関する提案書等の著作権は応募グループに帰属する。ただし、優先交渉権者の選定に関する情報の公表時及びその他町が必要と認める時には、町は提案書等の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

第 3. 5（8）イ（ウ）に定める提案概要書については、応募グループ固有のノウハウ等外部への報告に適さない情報を除いた提案概要書を提出すること。応募グループが優先交渉権者に選定された場合、本資料を使用して町が議会等への報告を行うことから、応募グループは著作権の取扱いに留意すること。

また、町は、契約に至らなかった応募グループから提出された資料を本事業の公表以外には、当該応募グループに無断で使用しないものとする（法令等に定める場合を除く）。

（イ）特許権等

特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び外国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を提案した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募グループが負うものとする。

（ウ）町からの提示資料の取扱い

町が提供する資料は、本プロポーザルへの参加以外の目的で使用できない。

（エ）複数提案の禁止

応募グループは、1 つの提案しか行うことができない。

(オ) 提出書類の変更禁止

応募グループは、提出書類の変更ができない。

(カ) 使用言語、単位及び時刻

募集に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とすること。

(キ) 提出書類の返却

提出書類は、返却しない。

(ク) 損害賠償規定

提案書等の作成、提出及びその他これに関連する事項につき、故意又は過失のいかんを問わず、応募グループが第三者に損害を生じさせても、町は一切これを賠償しない。

オ 応募に当たっての留意事項

(ア) 募集要項等の承諾

応募グループは、募集要項等の記載内容を承諾の上応募すること。

(イ) 費用負担等

提案書等の作成、提出等及びこれに関する事項につき、必要な費用は、すべて応募グループの負担とする。

(ウ) 応募の棄権及び辞退

一次審査通過者が、提案書等を提出期限までに提出しない場合は、棄権したものとみなす。一次審査通過者が応募を辞退する場合は、担当部署に「様式 3-1 辞退書」を電子メールにて提出すること。送信後第 5.5 に記載の事務局まで確認の電話連絡を行うこと。

(エ) 公正な募集の確保

応募グループは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集を実施できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募グループを参加させず、又は募集を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、基本協定及び契約の解除等の措置をとることがある。

(オ) 募集の中止・延期

募集が公正に実施することができないと認められるとき、又は、災害その他やむを得ない理由がある場合には、募集を延期し、若しくは取り止めることがある。

(カ) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- a 参加資格がない者による応募
- b 代表企業以外の者による応募
- c 提案書等に虚偽の記載をした者による応募

- d 記名押印のない資格審査書類及び提案書等による応募
- e 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- f 応募グループ及びその構成員による 2 以上の応募
- g その他募集に関する条件に違反した応募

(8) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定及び公表

ア 審査の方法

(ア) 審査の基準

審査会において、審査基準に基づき、提案内容を総合的に審査する。

なお、一次審査通過者が 1 者のみの場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。

(イ) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施

令和 7 年 2 月 14 日（金）（予定）に提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

プレゼンテーション及びヒアリングは、審査会において、一次審査通過者が提案内容に関するプレゼンテーション（約 25 分）を行い、委員が質疑等のヒアリング（約 35 分）を行う。

開催日時及び場所、進行等の詳細については、一次審査通過者の代表企業に対して後日連絡を行う。

イ 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定及び公表

(ア) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

町は、アの審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(イ) 優先交渉権者及び次点交渉権者の通知及び評価の公表

優先交渉権者及び次点交渉権者となった者には、その旨を令和 7 年 2 月 21 日（予定）に郵送で通知し、併せて審査結果を町ホームページで公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

(ウ) 優先交渉権者に選定された応募グループについて

町と優先交渉権者として選定した応募グループは、基本協定書の締結に向けて速やかに協議・調整を行うものとする。

また町は優先交渉権者を選定した旨を、議会、町ホームページ、その他必要に応じて広く一般に公表を行うため、提案内容を A3 用紙 1 枚程度に（フォントサイズは 10.5 以上）完結にまとめられた提案概要書を速やかに作成すること。なお、提案概要書は広く一般に公表する資料であることを確認し、第 3. 5（7）エ（ア）に十分配慮を行うこと。

ウ D0 事業者を選定しない場合

資格審査書類、提案書等、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が、優先交渉権者及び次点交渉権者に選定された場合には、その者の選定結果は無効とする。

(9) 優先交渉権者等の非選定の通知

提案書等を提出した一次審査通過者のうち、優先交渉権者又は次点交渉権者に選定しなかった者に対して、選定しなかった旨を書面により通知する。

選定しなかった旨の通知を受けた者は、町に対して非選定理由について、次に従い書面（任意様式）により説明を求めることができる。

ア 提出期限

選定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）後の午後5時。

イ 提出場所

第5.5に記載の事務局あて

ウ 提出方法等

書面は1部を持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。受付は、休日を除く毎日、午前10時から午後5時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）とする。

町は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

第4 契約等に関する基本的な考え方

1 契約等の内容についての協議

町は、提案内容に基づき、優先交渉権者と協議を行い、基本協定書及び契約書の内容を確定し、優先交渉権者と締結するものとする。

2 契約保証金等

契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、双葉町財務規則第97条2項各号に該当する担保の提供をもって、契約保証金の納付を代えることができる。

3 応募及び契約等締結に伴う費用負担

応募に係る費用及び基本協定及び契約締結に係る費用は、すべて応募グループの負担とする。

4 契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置

基本協定・契約締結後、当該基本協定及び契約等の解釈について疑義が生じた場合、町と D0 事業者は誠意をもって協議し、協議が調わない場合は、当該基本協定及び契約等に規定する具体的措置に従うこと。

また、本事業に関する紛争については、福島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすること。

第 5 その他事業の実施に関し必要な事項

1 債務負担行為の設定

町は、設計企業に対して委託する改修設計業務及び工事監理業務と管理運営企業に対して委託する開業準備業務及び備品選定・調達業務については、債務負担行為の設定に基づき、契約を行うものであるが、その他の業務については、各業務開始前の予算の成立を前提に事業化されるものであり、予算が成立しない場合には、いかなる効果も発生しない。

2 情報公開及び情報提供

応募グループから提出された提出書類については、双葉町議会情報公開条例（平成 16 年双葉町条例第 15 号）の対象となり、同条例第 6 条に規定する事項（不開示情報）を除き、公開される場合がある。

3 町からの提示資料の取り扱い

町が提供する資料は、本プロポーザルへの参加以外の目的で使用できない。

4 審査会からの要請への対応

町は、審査会から優先交渉権者に対して意見が出された場合は、その内容を直ちに優先交渉権者に通知するものとし、優先交渉権者は、その内容が募集要項等の内容やその趣旨から逸脱しない範囲の事項であれば、町の要請する事項にできる限り応じるよう努める。

5 本事業に関する町の事務局

双葉町総務課 担当：森山^{もりやま}、葛谷^{くずや}

〒979-1495

福島県双葉郡双葉町長塚字町西 73 番地 4

TEL 0240-33-0124 FAX 0240-33-2115

E-mail soumu@town.futaba.fukushima.jp

※休日の対応は除く

※受付時間は午前 9 時から午後 5 時（ただし、正午から午後 1 時までの間は除く）